

〔論 文〕

## 措置委託解除後の元里親子関係 —関係の再編・調整過程に着目して—

安 藤 藍

### 要 旨

本稿は、里親が通常18歳までの満期措置委託期間を過ぎた元里子との関係をいかに再編・調整し、意味づけているのか、その経験的世界から明らかにすることを目的とした。分析には、元里父母10名を対象とした半構造化インタビュー調査による語りをもちいた。分析の結果、措置委託解除には、責任の終わる区切りと捉えられる場合がある一方、基本的には今後の関係継続を見越した通過点という見方がなされていた。本調査において元里親は、元里子との関係調整にあたり、子どもの経済的・生活や精神的自立を主に基準としており、元里親たちはそれに至るまで可能な限りの支援をおこなっていた。元里子の現状はさまざまであり、元里親子の意向があわず再編のすすまないケースもあった。しかし元里子の現況にかかわらず、元里親たちは子どもとの間になんらかのつながりを感じており、独自の意味づけがみられることを確認した。

### 1. 問題の所在

里親制度は社会的養護の一施策であり、様々な事情で生まれた家族での生活が適切とされない子どもを里親があずかり、一定期間養育を行う制度である。児童虐待相談件数の増加や東日本大震災後の震災遺児への対応要請等を背景に、里親制度への関心は高まりつつある。厚生労働省は2011年4月、里親委託優先の原則などを定めた「里親委託ガイドライン」を策定し、里親委託推進をすすめている。2014年度末の登録里親数は9,949名、うち3,644家庭に4,731名の子どもが委託されている（福祉行政報告例平成26年度）。同年度の新規里親委託数は1,452名、里親委託からの措置変更は981名である（厚生労働省 2016）。

里親による養育は短期から長期にわたるものまで様々であるが、本制度は児童福祉法の規定によることから、いわゆる「18歳の壁」がある。

すなわち、里子として養育する子どもが18歳<sup>1</sup>になると措置委託解除<sup>2</sup>となり、制度上の里親子関係は解消され、行政から支給される里親手当等も打ち切られる。もちろん、18歳以降も子どもが里親家庭で暮らし続けることに対する制度上の規制はなく、むしろ福祉的な見地からはそれを暗に期待する向きもある。また、日本の里親養育はこれまで長期委託の多い傾向にあり、18歳まで育てた後もさまざまな支援が里親によりなされてきた。とはいえ、少なくとも制度により定義され、公的に位置づけられた里親—里子関係は、子どもが18歳になった年に終焉を迎えることになる。元里親たちは、18歳以降の元里子との関係をどのように受け止め、調整するのか、自らに問いつづけているのである。

以上のような背景をふまえ、本稿は、措置委託解除後の元里親子関係の再編過程とこれに対する意味づけを、里親の経験的世界から明らかにすることを目的とする。

## 2. 先行研究と本稿の位置づけ

里親制度と子どもとの関係については、主に2つの系譜から検討されてきた。第一に、社会福祉分野における研究群であり、第二に家族社会学等の「新しい」家族の形成という観点からの研究である。

とりわけ社会福祉分野のアフター・ケアに関する研究は、社会的養護下にあった子どもの生活困難と「自立」に焦点を当て、支援プログラムの提案や効果測定に関心をおいてきた。里子をはじめ、児童養護施設退所児童など社会的養護のもとから巣立つ子どもの不利については、近年日本でも調査が行われ実態があきらかになりつつある。里親制度がより普及しているアメリカやイギリスでは、主に児童家庭福祉分野でケア・リーバーズ（care leavers = 社会的な養護を離れた人）の大規模調査が行われる（Pecora et al. 2004; Biehal et al. 1995）など、リービング・ケア研究とよばれる研究蓄積がある。各国の制度設計は一樣ではないものの、それらの研究はケア・リーバーズが学業や就労、生活、望まぬ妊娠、精神面など様々な場面で同世代の者と比して社会的に不利な立場におかれやすいことを明らかにし、ゆえに効果的で継続的な支援の必要性を説く（Courtney et al. 2001; Buehler et al. 2000; Stein 2006 ほか）。日本で里親によるアフター・ケアについて言及する先行研究は限られるが、いくつかの調査からは、児童養護施設を含め社会的養護を離れた若者の生活困難が明らかとなっている（特定非営利活動法人ふたばふらっとホーム 2012; 東京都福祉保健局 2011ほか）。永野咲（2015）は、複数の自治体による施設退所者の調査と自身の参加する共同調査から、一般の若者と比較して高い生活保護受給率や、不安定居所の割合の多さ等を示した（永野 2015）。それゆえ、社会的養護のもとにある間からの自立準備や高校進学・卒業の支援（東京都福祉保健局 2011）、社会的養護の対象をはずれた若者に20歳までの措置延長の有効活用、保証人と生活費の問題、気軽に立ち寄れる

居場所の整備、就労の場の確保等（庄司 2005）、欧米のリービング・ケア研究とも通ずる提案がなされてきた。

以上のことから、社会的養護を離れた若者への支援は日本、欧米を問わず重要な課題となっているといえる。ただし、日本の場合、措置委託解除後の元里親子が関係を継続する事例がたびたび見受けられる。この点は、子どもの自立を促すアメリカ等と対照的である<sup>3</sup>。それゆえ、里子が措置を離れた後の里親自身の「里親であること」の認識やこれを取り巻く制度的期待をみておく必要がある。元里子のアフター・ケアに関して、里親養育テキストでは、「子どもが困った時には相談にのれるような関係」「親身に相談にのること」（厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局家庭福祉課 2003）が重視され、「措置解除後においても、養育者と過ごした時間の長短にかかわらず、子どもが成人した時、結婚する時、辛い時、困った時、どんな時でも立ち寄れる実家のような場になり、里親家庭やファミリーホームがつながりを持ち続けられることが望ましい」（里親及びファミリーホーム養育指針 2012）と、里親との継続的な関係への期待がうかがえる。里親側からも、制度の枠をはずれた後も私的な関係を望み、悩みながら実践する声が聞かれる（NPO 法人里親子支援のアン基金プロジェクト 2006）。自身も里親であり、里親研究を牽引してきた研究者でもある庄司順一（2005）は、福祉サービスで行われる部分はあるべきだとしただけで、「心理的な支えとして、措置から離れた子どもであっても、かわりを続けてほしいものですし、実際に多くの里親はそうしているよう」（庄司 2005）であると述べる。

しかし、制度上関係の切れた子どもに引き続き手厚いサポートを行い、「家族」関係が維持される場合があるとしても、当事者たちが何の迷いや苦労も無く期待通りの関係を築いているわけではないだろう。養育の営みを里親自身の視点に差し戻し、里親たちの主観的意味世界においてその意味づけや実践を記述して、その意

味解釈を取り巻く社会的なコンテキストのもとで考察する必要がある。こうした試みのために、社会学的な家族研究の文脈で里親養育を考察する研究は、一定の示唆を与えてくれる。

家族社会学における里親養育研究は、和泉広恵(2006)や園井ゆり(2013)に代表される。とりわけ和泉(2006)は、里親たちが家族という枠を利用したり、子どもとの時間を共有することで、かれらが「家族」する過程を丁寧に描いた。すなわち「里親養育を『家族』という視点によって研究することは、『家族』でなかった者を家族にする、あるいは『新しい家族』を構成するプロセスを検討すること」(和泉2006:237)とみなされる。こうした研究では措置委託解除後の元里親子関係は扱われないものの、新しい家族形成という視点によれば、措置委託解除は単に里親制度の枠がとれたにすぎぬとの説明も可能であろう。つまり、血縁にも法にも、児童福祉制度にもよらない、当事者が意味づける主観的家族としてこれを捉えることもできよう。しかし、この点を実証的に十分に確かめられていない。

本稿の一つの目的は、措置委託解除後の元里親子関係のありようと、当事者によるその意味づけを明らかにすることである。ただし、措置委託解除後の元里親子関係を画一的に「親子」の延長として捉えるのも早計であろう。和泉(2011)は、「子どもたちの様子に合わせて柔軟に対応する場合も多く、子どもの希望に応じて専門学校や大学に進学するのを支援することもある。…略…18歳以降の進路や生活の仕方はそれぞれの里親家庭によって異なっている」とする。また、児童養護施設に長年勤務した戸田朱美(1998)は、養育家庭<sup>4</sup>委託児童のアフターケア実態調査結果を整理した。措置委託解除後の子どもたちの多くが里親を拠り所と考えており、結果として同居に至る場合もあったものの、「あくまで解除児童の意向や里親の意向など状況が合致した場合のことで、制度上それを期待するものではないのではないか」(戸田1998)と述べている。なかには、継続的な「家族」関

係の維持を望まない里親や里子もいるだろう。措置委託解除後の里親子関係は、里親制度の枠をはずれたからこそ、両者の意向等の調整を経て築かれるのである。「親子」関係の継続があるならば、それは所与のものではなく調整の結果なのだ。

以上のような先行研究を踏まえて、本稿は、措置委託解除後の元里親子関係を再編・調整されるものとして捉え、その過程と意味づけを里親の経験的世界から明らかにする。具体的には、里親たちは措置委託解除をいかに受け止め、どのように子どもとの関係調整をしつつ、再編される関係を理解しているのかを描くことを課題とする。

### 3. 研究方法

#### 3-1. 調査概要

本稿の調査対象は、すでに措置委託解除を経て成人した子どもがいる里親である。2008年から2014年にかけて、首都圏在住の養育里親を対象に半構造化面接法によるインタビュー調査を実施した。「18歳で措置委託が終了することの認識」「措置委託終了後の関わりの理想と実際」「里親子関係の捉え方が変化したきっかけ」「現在の里親子関係の意味づけ」「養育への評価」等の項目につき、時間の経過に沿ってなるべく自由に語ってもらった。

対象者の選定では、(1) 現在4種類ある里親のなかでも養子縁組を目的としない養育里親<sup>5</sup>として子どもをあずかり、(2) 一定程度継続的<sup>6</sup>に養育を続け、(3) 措置委託解除後2、3年以上経過した里親に調査協力を依頼した。調査協力者との出会いは、筆者も参加する里親家庭支援を行う里親当事者を中心としたNPO団体の活動を通じて知り合った方を中心に、スノーボール・サンプリング法により紹介を受けた。措置委託解除後まもないケースは他のケースと同様に分析するには情報が不十分なため除外し、最終的に10名が分析の対象となった。対象者の年齢は50～70代で、結果的に里母が中心

となった。対象者たちは、首都圏で比較的里親制度が普及した地域に住む者が多く、かつ、皆里親であることを公にしている点で里親一般を代表するものではない。調査は里親宅もしくは

里親宅の近所の喫茶店で行い、所要時間は1時間半から半日ほどであった。調査時には対象者の承諾を得て、録音をしメモをとった。里親子の基本属性は表1を参照されたい。

表1 調査協力者の属性

	調査時期	元里親				元里子					
		これまであ ずかった 里子数	年齢	性別	職業	配偶者の職業	文中の仮称	性別	調査時の 年齢	里親委託時期	調査時の元里親子 の同居
A	2008年、 2013年	1人	60代半ば	女性	自営業手伝い	自営業	a	女性	20代前半	乳幼児～満期解除	—
B	2010年	1人	50代	女性	パート	団体職員	b	男性	20代半ば	乳幼児～満期解除	別居
C	2010年	4人	60代前半	女性	専業主婦	—	c1	男性	20代後半	乳幼児～養子縁組 解除(3歳)	別居
							c2	女性	20代半ば	乳幼児～満期解除	別居
D	2010年	3人	50代半ば	女性	専業主婦	会社員	d1	男性	20代後半	乳幼児～満期解除	同居
							d2	男性	20代半ば	乳幼児～満期解除	同居
E	2011年	2人	70代前半	女性	元組合職員	元会社員	e1	男性	40代前半	小学校中学年の2 年間	別居
							e2	女性	20代半ば	乳幼児～養子縁組 解除(15歳)	別居
F	2011年	1人	70代前半	女性	専業主婦	公務員	f	男性	30代前半	小学校低学年～ 満期解除	別居
G	2011年	2人	60代半ば	女性	専業主婦	自営業	g1	女性	30代半ば	乳幼児～満期解除	別居
							g2	男性	30代半ば	乳幼児～満期解除	別居
H	2011年	2人	70代前半	女性	専業主婦	会社員	h	男性	30代	小学校6年間	別居
I	2013年	4人	70代	女性	専業主婦	元会社員	i1	男性	40代後半	乳幼児～満期解除	別居
							i2	女性	40代前半	乳幼児～満期解除	別居
							i3	男性	30代後半	乳幼児～満期解除	別居
							i4	男性	30代前半	乳幼児～満期解除	別居
J	2013年	15人	60代	男性	元教員	元教員	j	女性	20代	乳幼児～満期解除	別居

- (注) 1 Aさんは2013年のプロフィールである。  
 2 対象者、ならびに分析対象児童の年齢はそれぞれの調査時の年齢である。  
 3 職業の分類は、児童養護施設入所児童等調査の「里親の仕事の種類」を参考にした。  
 4 子どもの表記は、里親を示すアルファベットの後に、子どもの年齢順に番号を付した。  
 5 「これまであずかった里子数」には、現在受託中、委託解除済、短期等も含む。

### 3-2. 分析手続

録音した語りデータを文字化するとともに、インタビュー場所やインタビュー終了後調査地を離れてからつけた調査時の様子のメモなどを、調査協力者に関するデータとして扱った。語りの分析では、文字化したデータに細目の小見出しをつけ、見出し間の連関や相違からさらなる上位カテゴリーを作成していった。その際、インタビューの相互行為の中で気づいたメモや協力者のことばをもとにした帰納的なコードを中心に、調査に向く前に先行研究から検討した演繹的なコードと両面から、カテゴリー作成を行った。

以下4では、まず4-1で、18歳の満期で措置委託解除を迎え、里親は制度上の「親子」関係の終了をどう捉えるかを整理する。その上で

4-2では、里親子の新たな関係構築過程の多様性とこれを分岐させる要因について述べていく。4-3では、元里親たちがそうした関係の再構築を経つつ、元里子やかれらとの関係をいかに意味づけているのかを明らかにする。

## 4. 語りの分析

### 4-1. 受託中の関係と措置委託解除の意味

里親たちは、里親制度にもとづく養育の期限を承知しているものの、実際にその期限に直面すると、何の抵抗もなく受け入れられるわけではない。実質的にも、子どもの住まい、進学・就職、生活力、精神的な不安などの問題は大きい。本調査協力者たちは皆、あずかった子ども

との関係等をもとに、程度の差はあれ、しばらくの間自立を支援していた。

Dさんは、2人の実子が就学する頃に幼児の里子<sup>7</sup>を2人あずかった。実子の子育てと里子養育を同時期にしていたのは、Dさんの他にはEさんやFさんである。以来Dさんは、実子たちが成人して離家し、里子たちが就職した後も、継続してd1さん・d2さんと暮らしてきた。Dさんは「18歳」という措置委託の期限について、「その子のある程度しっかりするまでみていくって言う…略…1歳から受けてまだおほつかない子を、じゃあ18になったからって出して、別の子を受けるといのは、私たちはどうか」と語った。

現代では、18歳で「自立」することは一般に困難が伴う。また、里子たちが実親と暮らす可能性が低いことに加え、「(社会に送り)出してやった子が帰ってくる所がない、空席には別の子が入る」ことへの抵抗に象徴される子どもの代替不可能性や、「私たちをお父さん、お母さんとして育ててきた」という時間の積み重ねを強調して、Dさんは措置委託解除後も「(子どもが)ある程度しっかりするまで」養育が続くと考えていた。

とくに社会的養護児童において留意すべきは、愛着関係の欠如や被虐待など、生育歴上の問題をかかえる子どもが多いことだ。里親委託前の「過去」における不適切な養育環境の影響は、子どもが18歳になったからといって消えるものではない。本調査協力者においては、とりわけJさんが行くjさんの愛着障害への対応が象徴的である。5歳の時から交流し受託したjさんは、重い愛着障害と診断されており、成人した現在もJさんによる治療的で意識的な関わりを要している。受託中よりjさんは、対人関係の構築が不得手だったという。jさんの場合、里親家庭に来る以前に特定の大人との愛着関係を結べなかったために「心の成長」が遅く、「考えがゆがんでいる」状態であると、Jさんは理解した。そこで、毎日の意識的な会話を通して「心のアヤミたいなところをほぐす」試みをし

ている。しかし、措置を離れた今、児童相談所等とも連携できず、里親だけで向き合わねばならない。子どもが20歳頃から、Jさんは単独では限界を感じ、いくつかの治療施設をみずから探して利用している。そして、こうした試みにより、Jさんはjさんの成長を感じている。このように、過去の不適切な養育環境の影響の緩和という意味では、措置委託解除は子どものゆるやかな回復過程の中途点にすぎない。むしろ、公的支援が途切れ子どもへの心理的・治療的支援を一手にひきうける転換点ともいえる。

他にも「18歳はね、単なる通過地点であって、行政の監督がなくなるだけ。内容はそのまま、大学か専門学校行って、お嫁にいくまで」(Gさん)、「今の(時代の)子18歳だからって切り離せる?できる?昔の丁稚奉公の時代だったら、できるかもしれないけど、そういう時代じゃないでしょ今(笑)」(Aさん2013)、「品物じゃないから、18過ぎました、お返ししますってわけにいかない」(Hさん)と、受託中から措置委託解除後の関わりを意識して接する姿が見受けられた。

一方、子どもとの関係の継続は前提としつつ、18歳を一つの区切りと捉える事例もみられた。BさんやFさん、Gさんなどがそうである。Bさんは、bさんを5歳から育てあげた。bさんが高校生になり措置委託解除が視野にはいると、Bさんとbさんには同別居をめぐって意見の食い違いが起きたという。

Bさん：高校3年の時は、あの一、不安で過ぎたと思うんですよ、(措置委託解除で)出ていかなきゃいけないって何度か(bさんに話した)。(bさんはBさんらと)一緒に住めないって分かってたから、毎日バトルですよね。「おばちゃん(Bさん)は俺のことを捨てるのか、俺は絶対出て行きたくない」、「養子じゃないから追い出すのか」とか…略…ともかくまた戻ってきてもいいから一度出して…略…なんとか、就職の内定ももらったし、アパートも決まったし、…略…どこかでけじめが必要だなと思っていたので。

こうした「けじめ」の思いの背景には、経済的な理由もある。措置委託期間中支払われる里親手当などは、措置委託解除とともに打ち切られる。その後、専門学校や大学に進学する場合は、行政やその他団体から助成金があったとしても、里親の自己負担が主にならざるをえない。Bさんによれば、当時行政の就職支度金などがおりるのは18歳で委託を終えた場合に限られ、19歳や20歳まで里親のもとにいた場合はおらなかったという。Bさんは子どもの保証人となって近所のアパートを借り、一旦家を出る形をとらせることにした。現在も別居し、bさんがご飯を食べに来るなどの関係を保っている。ほかにはfさんなども、高校卒業後里親家庭からは遠方となる地方での就職が決まっており、Fさんは「どこかで18まではと、（遠方の）就職は独立のチャンス」と考えていたという。そうはいうものの、fさんとFさんは、Fさんの弟を交えて非常に良い関係を保っている。Fさんの夫はfさんの受託中に亡くなっているが、Fさんはfさんの養育を続け、現在もFさん・Fさん弟・fさんの誕生日には3人が集う。

またGさんは2人の子どもを3歳前後から18歳の満期措置委託終解除まで育てあげ、その後も金銭的、精神的なサポートを続けている。とりわけg1さんの場合、高校生の頃家出が続き、停学など心配事が絶えなかったという。今日は帰る、というg1さんの言葉を信じて終電時間に駅まで迎えに行くもすっぱかさされる、という日が続いていた。措置委託解除目前に、1か月家を空けていたg1さんが戻ってきた時、Gさんは「今度出てったら、帰ってこなかったら、次はないよっていったの。もう、私くたびれたから」と言ったが、g1さんは帰ってこなかったそうだ。Gさんはその一件から、g1さんに措置委託解除後にアパートを借りるなどの世話はしたが、再び同居することはないと考えるようになった。Gさんにとって「18歳」とは、理想としては「通過点」であったが、高校生の頃のg1さんの行動はGさんの許容範囲を超えており、責任はひとまず終えたとみなす機会にも

なっていた。現在、誕生日や正月などにGさんからg1さんに連絡をとるといふ。

このように調査協力者たちは、制度上の関係終了を1つの責任の終わる節目になるという見方をときにもちつつも、関係自体を終えるとは考えていなかった。つまり、措置委託解除は、たとえばGさんの表現を借りれば継続する里親子関係の「通過点」にすぎない一方、「けじめ」（Bさん）という側面ももつ。措置委託解除後の子どもとの関係への志向は、子どもをあずかる時から明確で揺らがない場合も、子どもとの相互作用の中で新たに醸成されたり変更される場合もある。先述のケースでは、Aさん（2013）は、「かかわり合いになるならずと、責任をもちたかった」として、大学まで行かせることを視野に他の里子の委託は受けなかった。Gさんの場合は、「（g1さんが幼少期は、いつかうちからお嫁に出すつもりだったし、すべて面倒みるつもりだった」。しかし、養育中のg1さんの言動がGさんの許容範囲を超えることがあったため、やむなくその考えを変更している。同一の里親のなかに、「けじめ」と「通過点」の両方の意味づけが存在しうる。ちなみに、本稿の分析対象となった事例では、元里子と実親との交流が頻繁なケースはなかったが、交流がある場合は里親里子の事情だけで関係を考えることができないことも予想できる<sup>8</sup>。

#### 4-2. 元里子との関係再編・調整の基準

前述のように、里親たちは子どもが18歳を過ぎて以降も関係継続を念頭に置くものの、子どもの成長状況や里親の老いに伴って関係の内実は変わりうる。調査に協力してくれた里親たちの多くが望むのは、ある程度距離をおいた大人同士のつきあいであった。語りからは、里親が子どもとの関係を再編・調整するにあたっての基準が幾点か抽出された。たとえば、年齢的な基準（Cさん）や適切な距離感でのひとつきあい（Fさん）、子どもの交際・結婚（Dさん、Gさん、Fさん）、仕事への真摯な態度（Bさん、Cさんなど）等が挙げられる。本稿では、里親

たちのほとんどが言及した、経済面、生活面に精神面をふくめた自立を軸として述べていく。ここでいう自立という基準は、結果的にほかの基準とも関連している。以下、まずCさん(c2さん)、Bさん、Iさん(i2さん)を紹介しよう。これらの事例は、元里親たちの精神的、経済的な支援をもとに、子どもたちが反発しつつも自分なりの生活を築き、元里親子の意向が調整され落ち着いているようである。

c2さんは18歳を過ぎてでも引き続きCさん宅におり、就職と離職を繰り返していた。Cさんはそれを容認していたが、25歳という独自の期限を決め、それまでに自立するようc2さんに離家を促したという。その理由は、自分たち里親はいつか先に亡くなること、実親よりも自分たちが10歳程年上であることであった。加えて、離家によって、Cさんの作る食事のありがたさなど「みえなかったものがみえたり、感じたりする」ことをわかってもらいたいという理由もあった。c2さんはCさんに反発し、両者の意向は対立した。この当時のことを、Cさんは「荒療治」したと語る。c2さんは後に、家から出してもらってよかったと口にしたそうだ。里親のことを客観的に捉え、大人の気持ちに気がつくことは、精神的な成長として評価される。離家の年限に関しては自分の決定を貫いたCさんだが、里親子の意向の齟齬は子どもの精神的な成長によって乗り越えられていた。

また、Bさんは現在のbさんについて「こなによく働く子だったかと感心してます。…略…食べにきたりとかはあるけど、お金かしてくれって無心にくることはないね、偉いね」(Bさん)と評価している。前項で触れたように、高校生の頃のbさんはBさんの家を出ることに抵抗していたものの、自活した生活を送りつつ、Bさん家庭とも連絡を取り合っただけで距離のある関係をつくっている。ほかにもi2さんのように現在も元里親の近隣に住み、仕事も子育ても一生懸命な場合もある。根底に信頼関係があるIさんとi2さんのあいだには、i2さんの子ども(いわゆる里孫)を含めて行き来

も頻繁である。Iさんのことばでいえば、i2さんやその子どもとは程よい距離があり、互いに「それぞれにおんぶにだっこ(笑)」「うまく生活がすすんでる」のである。

以上のように、元里親たちの精神的、経済的な支援をもとに、子どもたちが反発しつつも自分なりの生活を築いている場合、元里親子関係はほどよく距離のとれたものになっていた。他方で、子どもの振るまい等が里親の許容範囲を超えてしまい、望むような関係には今の所至っていない事例もあった。Hさん、Gさん、Iさんの事例を中心にみていこう。

hさんの場合、小学校の6年間をHさん宅で過ごし、中学入学時に施設へと急に措置変更になった。措置変更の正確な理由は知りえないものの、小学校6年生時にhさんはHさんの家を出て、里親委託前にいた児童養護施設に行きたいと言ったという。高校生まではあずかるものだと思っていたHさんは、子どもを手放した後せつなく泣いてばかりだったという。ところが、その後消息不明になったhさんが約20年ぶりにHさん宅を訪ねてきたのだ。その時のことを、Hさんは「一瞬にして埋まっちゃう」、「不思議ね、ずーっといるような感覚」と語る。hさんは中学校を卒業し施設を退所した後、野宿や友人の家を転々とし、非正規労働とカプセルホテル生活を続けてきたそうだ。hさんの苦労を聞いたHさんは、hさんをしばらくHさん宅に滞在させ、病院への通院やアパートの手配などかなり援助を行った。しかし、hさんはHさんの援助を土台に生活を立て直せなかった。夫の介護や自分の体調の不安もあるHさんは、もう自分で頑張っていくよう言うしかなかった。

Hさん:最後、もうお母さんたちもおじいちゃんおばあちゃんになっちゃったから、とてもやってやれないから、もう自分で頑張ってみてねって…略…で今年寒かったでしょ、で無言の電話(が家に)かかってくるとね、「公衆電話」ってでるでしょ、…略…ああ、切ってから、今のもしかしたらhくんだったか

なって。…略…でも声かけたってね、また繋がりがあったらね、もうどうしたらいいのかわらねって。…略…こんなにずうっとね、ひきずっていくなんで、夢にも思ってた。またGさんにしても、夜の仕事をしているg1さんが金銭面、体調面で困りGさん宅に駆け込んできたとき、仕事を変えてはどうかと手始めに介護の資格取得を提案した。そして、そのための金銭的な援助も申し出た。g1さん自身も資料を取り寄せたり本を買ったものの、結局やめてしまったのだという。Gさんは、g1さんとの関係に「大人の女（同士）としてね、食べ歩いたり、旅行したり、買い物したり、そういうのを望んでた」という。しかし、今のところはそうした関係構築には至っていないという。

HさんとGさんは古くからの里親仲間、互いの子どもの状況もよく語りあっている。2人は子どもに行ってきたサポートや子どもが里親家庭を頼りにした点を互いに評価しつつ、なお子どもの生活再建が困難な状況を仕方のなかったこととして語りあっていた<sup>9</sup>。

Gさん：(hさんが措置委託解除後に20年経って)最後の最後に里親頼ったっていうのは、すごいと思いますね。…略…結局、自分が小学校時代に育った場所が、ふるさとっていうか、最後に頼れた場所だったんでしょね。ただ頼り方が本人の希望と、まともに暮らしてるこちらの希望とがどうしたって合わなくて。でもしょうがないと思う。

Hさん：ないんだからしょうがないよね。

Gさん：でアパート借りて<sup>10</sup>やって、あの、家賃も1年払ってやって、そこまで支えたら、それを土台にやらない人はしょうがない。

Hさん：で保険とかも、遡って払わないといけない…

g1さん、hさんとも、生活を計画的に組み立てたり、長期的に自分の人生をみるのが苦手なようである。不安定な就労状況など里親の心配事はつきない。こうした子どもの現況の根底には、かつて実親のもとや乳児院にいた頃に満たされなかったであろう愛情の飢えによる負

の影響があり、それは子どもの性質や周囲の環境の影響も受けつつ、何十年も尾をひいていると、彼女たちは考えている。GさんやHさんは、一生懸命養育にあたったことを振り返り、「できるだけのことをしてきた」、「それでも子どもの意向との折り合いがつかなかった」と、里親仲間同士で認めあえることで、自らを納得させようとしていた。

里親たちが可能なサポートには個人差があり、個々の信条や過去に子どもが起こしてきた諸問題がこれに影響している。Iさんは4人の里子を育て上げたことで知られるベテラン里親である。Iさんはどの子どもにも住居を借りる際の保証人などを引き受け、各々の子どもの特性に合うように、おおよそ30歳までは進学援助や就職先の手配など面倒をみてきた。Iさん自身のことばによれば「とことん」関わり続けてきたという。Iさんにとって措置委託解除後のサポートがどこまで可能であるかを判断するひとつの基準は、受託中からの子どもの素行や措置委託解除後に子どもが起こす金銭や警察沙汰等の「事件」の存在である。

Iさん：(里親)制度からすると18になって自立しますっていったって、何もできない、まず住む所もないし、そういう世の中でしょう。そうするとやっぱりひきずるんだよね、ずうっとずうっと。…略…だから、「里子」でいる間に里親さんに対する信頼度があれば、いつでも保証人になって、「はい頑張りなさい」っていえるわけ。だけど、里親さんと住んでるその中で色んなことがあってみたら、よっぽどで(なければ)ハンコ押せないよねっていうのがある…やっぱ金銭の部分、素行の問題、出てくるじゃない…

Iさんがこのような発言に至る背景には、それまでの苦労の経験がある。たとえばi3さんなどは、措置委託解除後に保証トラブルを残して行方をくらましたり、Iさんに金銭の無心をするといった言動があり、Iさんはそれ以降彼の保証人にはならない、家に入れないといった方法で対応するようになったという。Iさんは成

人した元里子とのかかわりで、警察や暴力団と接触せざるをえないこともあった。Iさんが苦勞してきたような困難は、多くの里親にとっても許容しがたいことが推察される。筆者の出会ってきた里親たちは、可能な限り子どもにサポートを行っていたが、その場合も現在の里親家庭の生活がおびやかされないという閾値が存在するようである。里親里子の意向が合致せず、子どもの素行や甘えが里親の許容範囲を超えていた点は、先述のGさんやHさんも同様である。

本項では、元里親と成人後の元里子との関係再編・調整における方針に言及してきた。こうした方針は、元里親子関係においてのみならず、里子同士や実子一里子間の扶養責任へも及ぶ。「私たちが死んだ後に兄(c1さん)に妹(c2さん)(両者に血縁関係なし)のことをそこまで頼むのはどうかと思いますしね」(Cさん)、「(実子もhさんを)ほっとけないっていうのもあるね、ただ自分が責任をもってやるってときはね、そこまで私もさせたくないなって思うのね」(Hさん)など、里子同士あるいは実子一里子間に何かつながりがあるとは思いつつ、責任が伴う扶養関係を期待することにはCさん、Hさんとも躊躇を感じていた。里親が措置委託を離れた子どもにかかわるとき、里親家庭の現在の暮らしや他の里子そして実子に多大な影響が及ばないことが前提であり、扶養責任の移譲は容易には行えないことであった。

子どもが精神的・社会的にも成長し、先述のような方針にある程度添えるようになると、里親子の関係性にも変化が生じ、大人同士の付き合いが可能になる。子どもと意向が合えば、養子縁組に至る場合もある。里親たちは可能な限りの援助をし、子どもが自立できるよう促していた。本項の分析からは、里親のサポートを糧にして、子どもの成長がみてとれたり自立の見通しがもてること、年を重ねた里親や家族成員の生活に大きな影響を及ぼさない範囲で子どもが生活できていること、の2点が、措置委託解除後の元里子－里親関係の調整の分岐点だと見える。

#### 4-3. 元里子との関係の再解釈

前項では、調査協力者のほとんどが言及し、元里子との関係再編・調整の方針を左右する、経済面、生活面さらに精神面の自立にフォーカスして論じた。元里親たちが可能な限り支援した子どもの現状には個人差があったが、子どもとの関係や子どもに対する自己の存在はどのように意味づけられているのだろうか。

現在のところ、Cさんは「羽を休めるところがないと、あの子たちは(社会に)旅立って行けないから」として、自宅のことを「自立援助ホーム」と表現している。Bさんもまた、「感心してますよ、ほんとによく働くと」「精神的には、成長していったんですよ」とbさんを評し、bさんにとって「見守り隊」であろうとしている。たとえば、子どもの家の冷蔵庫に何かを作っておいてくれることはしないが、子どもが里親宅にきたときに冷蔵庫をあけこれがほしいといわれればあげるような、自分の方からは特に何かしなくとも子どもの方から来る分には構わないというスタンスである。Bさんのケースのように、子どもがそれなりに仕事をし、自活している場合、「見守り隊」のように自分を位置づけることができる。その点ではFさんも同様である。

一方、子どもとの関係では苦勞の多かったHさん、Gさん、Iさんが共通して評価しているのは、hさんがHさんを20年経って頼ってきた、g1さんが仕事等で行き詰ったときにGさん宅に駆け込んできた、東日本大震災の直後遠方に暮らすi1さんがIさんに安否確認の電話をよこした、など、子どもにとって里親が最後に頼れる場所であったと考えられることだ。こうした思いは、現在の元里子との関係が安定している里親たちも同様に「どうしてもどうしてもどうも、我慢できなかつたら、帰ってきなさいって(子どもに言っている)。…略…まあ心の拠り所にはなるかなって」(Aさん2013)、「(元里子が訪ねてくれるのは)私たちがやってきたことの証明じゃないですか」(Cさん)と口にする。

多くの里親は子どもとの間に精神的に切れない何かがあると考えており、このような傾向は子どもの現状とは関係なくみられていた。Cさんは現在、「(受託中は) つながってはいけれど、切れそうになったり」していた子どもたちとの結びつきに確かさを感じるようになったという。それを「ほんとうの親子に、やっと今はそういう風になれたのかなって、20年経って」と表現する。またGさんいわく、「本気で向き合った」大人の存在は、(子どもの現況がどうあれ)子どもの心のどこかに残るのではないかと考えている。Hさんは、今は消息が分からないとしても「(hさんとつながりは) もう切れないと思います、多分ね」と思っており、Iさんも「いくつになったからって、じゃあもう頭から消えるかってそうじゃない…略…心の中ではいつも気にかけてます」と、つながりを確信している。Iさんなどは、度々あるという夜中の非通知の着電について、連絡をとりあっていないi1, i3, i4さんのいずれかによるものと考えている。「(i1さんらが今) 何をどうしているか、私にはわからない。だけど、そういうなんていうか、コミュニケーション? だって、忘れてたり、関心なかったら、(Iさん宅へ電話を) かけないでしょう」(Iさん) と、無言電話の先にいると想像される子どもに思いをはせる。Iさんのことばによれば「情の部分ではつながってる。ただ、相手(i1, i3, i4さん)はあまりにも悪いことばかりしているから、顔なんか合わせられないでしょう」ということである。各人の表現のニュアンスは異なるが、子どもたちとの間に何らかのきれないつながりや気にかける気持ちがあると考えられているのである。

## 5. 考察

本稿は、措置委託解除後の元里親子関係の再編・調整過程と意味づけについて、里親の経験的世界から明らかにすることをめざしてきた。分析結果は以下の3点にまとめられる。

まず1点目に、満期措置委託解除という里親

子の関係を基礎づけていた制度枠をはずれることは、里親にとってどのような意味をもつのかに焦点をあてた。里親の措置委託解除の経験を論じた研究(山藤・中村・川名 2015)では、措置解除・措置変更に至るパターンは多様でも、その後の子どもの暮らしを心配する気持ちと里親の喪失感が共通してあることを示されている。満期措置委託解除に着目し、その後の元里子と里親のかかわりを取り上げた本調査の里親たちには、「責任の終わり」と「関係継続を見越した通過点」という二様の捉え方がみられた。多くの里親は、子どもの代替不可能性や共有した時間の積み重ね、養育に心血を注いだという自負、若者の自立困難な時代背景等を根拠にして、関係継続の意向を強く示していた。ただし、受託中に養育困難さを経験し苦労の末に措置委託解除を迎えた者等にとっては、措置委託解除は通過点と責任の終了という両義的な意味があった。しかしいずれの意味づけでも、調査協力者たちはできる限りの支援を数年以上にわたりに行っていた。

第2点目に、措置委託解除後の元里親の元里子との関係調整は、子どもの自立の観点に重きをおいた方針や判断基準のもとになされていた。子どもとの情緒関係や過ごした時間をもとに可能な限りの支援をするとはいえ、それは老いつつある里親と現在の里親家庭の暮らしに多大な影響が及ばない範囲でなされるという、ある種の閾値もある。里親が対応できる範囲以上のサポートを子どもが求める場合には、これに応えつづけることは難しく、できる限りのことは行ってきたと仲間どうして認め合い、自身を納得させていた。

第3点目に、元里親たちは、子どもの現況がどうであれ、里親家庭が子どもにとって頼る場所となっていることや、子どもとの間につながりを感じることに価値を見出していた。こうしたつながりに里親たちが付与する意味には、まず、あずかった子どもたちに心血を注いできた証左という意味がある。いまひとつは、「こんなにずうっとね、ひきずっていくなんで、夢に

も思ってなかった」(Hさん) というように、いつまでも気がかりの源になりうるということである。このように、つながりを感じることもまた両義的な意味がある。

以上の分析結果を、先行研究の知見と照らし合わせて考察していこう。

第一に、措置委託解除後の元里子と里親家庭の「家族」関係についてである。4-3で取り上げたように、里子との関係の再解釈過程では、子どもとの間に何らかのつながりを感じるという語りが得られた。こうした意味づけは、和泉(2006)に代表されるように「いかに家族するか」という問いとして、措置委託解除後にも成立するのか。たとえばCさんの「ほんとうの親子になった」という語りは、受託中に「つながっていたけど切れそう」であった関係に、確かさや強固さを感じるようになった経験をふまえている。実親との交流はなく、子どももCさんを「お母さん」としている。こうした事例は、里親制度をきっかけに成人後の里子と里親家庭との間に「新しい家族」が築かれることを示している。しかしながら、すでに里親制度という枠組みが無くなった後の元里親子関係には、家族になるか否かという次元だけでは捉えきれない側面がある。たとえば、「私の子じゃないけど、うちの子かな」、「(自分がいつか先に亡くなくても里子のことを) 霊になっても守りたい」(Dさん) といった語りは、出産を経していない里子は自分の子どもではないものの、「そと」と隔てる境界の枠内に子どもを位置づけている。音信のない元里子関係についても、「(里子との絆は) もう切れないと思います」(Hさん)、「(無言電話という) コミュニケーション」(Iさん) という意味づけなど、親子、家族の形成という観点だけでは包摂しきれないにも思われる。里親養育の領域における「新しい家族」という考え方には、血縁や法的根拠によらなくとも、情緒関係を基盤とした家族が構築できるといった信念や期待がその根底にある。しかし、措置委託解除後に語られるつながりに関する語彙使用の背景には、里親制度を機会に形成された

「新しい家族」や、受託中の「家族」の営みの延長という側面だけでなく、それまでの真摯な養育態度や懸命に育ててきた事実を説明したり評価する言説資源という意味や、子どもを気にかけて続けていることを表現するという意味があるのではないだろうか。

第二に、本稿でみてきたような措置委託解除後の里親子関係の調整にかかわる社会状況を考えてみたい。先行研究の検討部分で触れたように、里親及びファミリーホーム養育指針等でも、18歳以降の継続的な元里親子関係への期待が読み取れる。このような制度的期待と惜しみない支援を行う実態は一見齟齬のないようにみえるが、現実的には困難も浮き彫りになった。社会的養護下にあった子どもたちの不利を埋め、できる限り支援し続けたい思いと、一方では自らも老いをむかえ子どもの自立を促したい思いとが葛藤をうむこともある。こうした葛藤が容易に解消されない社会状況として、長寿化や子ども数の減少、低迷する景気の動向などを背景に親子関係が情緒化・長期化し(宮本 2004; Newman 2012=2013)、親が子を思っで行う支援行動は一般的にみられる点も挙げられよう。米村千代(2008)は、20代の若者と50代の親への質問紙調査の自由回答記述とインタビュー調査の分析から、若者と親の関係の良好さと自立との関係を考察し、「現在の若者を取り巻く社会状況と親の子を思う愛情は共犯関係」<sup>11)</sup>にあると指摘する。この「共犯関係」を里親子関係に援用すれば、里親たちが措置解除後の子どもについて、不利な就職状況等のため手元で継続的にケアするのは当然であり、ケアしないとしたら「子を思う愛情」の欠如とみなされる可能性もある。とくに本稿の調査協力者たちは、子どもを幼い頃から長期間養育するタイプの里親であり、里親制度の枠をはずれても子どもをケアし続けるのが当然であるという規範的期待に導かれやすかったり、継続的支援が自然である雰囲気醸成されやすい。さらに、里親が措置を離れた子どもたちに経済的支援を行うことが可能なのは、里親家庭が一般家庭よりも中高年

で平均所得も高いという世代要因，経済的要因も一因していよう。元里子への支援体制の不備もあいまって，里親は子どもが成人しても限界まで支援を継続せざるを得ないような社会状況もあるのではないだろうか。

最後に本稿の課題を整理しておく。まず本稿の調査協力者は，措置委託解除後の里子との関係も皆保とうとする点などで，里親一般を代表するものではない。彼女たちは戦後の復興の時代を生きてきた70代や，高度経済成長時代を支えてきた団塊を中心とした世代でもある。戦時中からまわりにお世話になって育てられたという思いから社会への恩返しに里親になったというFさんのように，時代に特徴的な理由から里親になった者もあり，こうした動機が子どもへの支援につながっている可能性も否定はできない。一般に熱心な里親ほど調査協力を得やすい傾向もあり，措置委託解除後子どもと全く交流のない里親や支援の意向のない里親には接触が困難であった。また，措置委託解除後に里親子の意向の齟齬が表面化する場合は，子どもの希望を里親が受け入れられるかが問われており，里親と子どもの関係の非対称性は否めない。本稿は里親側の認識にもとづいた分析であり，子どもの視点から捉えれば異なる認識がみえてくるはずであり，これは別稿にゆずりたい。

## 謝辞

調査に協力してくださり，貴重なご経験を話してくださった里親の方々，日頃から様々な形でお力を貸してくださるみなさまに，ここに心より感謝を申し上げます。

## 注

- 1 ただし，障害や疾病，進学等により継続的な養育を必要とする子どもには，満20歳まで措置を延長を継続することができる（児童福祉法第31条保護期間の延長等）。近年，厚労省は措置延長の積極活用を呼びかけている（平成23.12.28雇児発1228第2号）。
- 2 本稿では，里親への要保護児童の委託を「措置委託」と表記する。引用箇所においては「措置」「委託」

とのみ表現するものもあるが，意味は同義である。措置とは，里親委託が行政行為であることを指す。なお，措置委託解除には大きく2種類ある。18歳の満期措置委託解除と，実親家族への復帰や他の里親家庭，児童養護施設等への措置変更である。前者があらかじめ想定できる期限であるのに比べ，後者は児童相談所の判断によって突然訪れることから，里親に不本意さや無念さが残ることが多い。本稿では，措置委託解除後の自立まで見据えた子どもとのかかわりを取り上げたいこと，近年は里親家庭に対して18歳以降も実家のような存在であることが期待されるためそれへの対応を明らかにしたいことから，後者を取り上げる。

- 3 元来の子どもの離家や自立を促す欧米の文化と，親子の長期的な依存関係を好む日本との文化的な差異もあるだろうが，アメリカの里親制度では，措置委託解除後は子どもを自立させるのが一般的であり，そのための支援もなされている。
- 4 東京都独自方式の里親制度で，1973年より養育家庭制度が運用されている。これは，現在の国の制度である里親制度のうち，「養育里親」に該当するものである。
- 5 里親の種類は「養育里親，親族里親，短期里親，専門里親」の4種類であった。2009年改正児童福祉法の施行により，養育里親は養子縁組を前提とするか否かを区別することとなり，また「短期里親」は「養育里親」に分類されることになった。現在は「養育里親，専門里親，親族里親，養子縁組希望里親」の4種類。調査協力者は，子どもが成長した後に結果的に養子縁組した事例はあるが，基本的には養子縁組を前提としない里親である。
- 6 養育里親といっても短期間の委託を数多く担う里親や，週末やお盆休み，年末年始に施設の子どものあずかる里親，また養子縁組を前提に受託希望の里親など，様々なタイプがある。タイプにより，里親経験の意味づけも異なると考えられる。本稿では，里親委託期間の目処がたたぬまま1年以上委託を続けることを目安に，長期養育タイプであった里親を対象とした。これは，里親子関係構築やその関係解釈は，日常的に時間をかけ，一人ひとりの子どもと向き合う中でより深められていくと考えるためである。
- 7 分析にあたり，実子と区別したい場合や，里親制度にのっとった措置児童という意味で使いたい場合には「里子」と表記し，それ以外は「元里子」「子ども」と記す。

- 8 措置委託終了後にルーツ探しをしたbさんなどは、実親の所在が分かっているが同居は考えていないという。
- 9 Gさんを通じて里親仲間であるHさんを紹介してもらった。Hさんとのインタビューに際し、Gさんは筆者をHさんに紹介するためにしばらく同席しており、この会話はGさんとHさんと筆者の3人での会話から引用している。
- 10 雇児発第0423005号「身元保証人確保対策事業の実施について」が2007年7月1日から実施されている。
- 11 米村の議論では、共犯関係によって「自立」と親との親密さの間で葛藤を抱えた子どもは、親からの「自立」を望んでもその出口を見つけることは容易でないとまとめている。

## 引用文献

- Biehal, N., Clayden, J., Stein, M., and Wade, J., 1995, "Moving on: Young People and Leaving Care Schemes.", London: Her Majesty's Stationery Office.
- Buehler, C., Orme, J. G., Post, J., and Patterson, D. A., 2000, "The Long-term Correlates of Family Foster Care," *Children and Youth Services Review*, 22: 595-625.
- Courtney, M. E., Piliavan, I., Grogan-Kaylor, A., and Nesmith, A., 2001, "Foster Youth Transitions to Adulthood: a Longitudinal View of Youth Leaving Care," *Child Welfare*, 80(6): 685-717.
- 福祉行政報告例平成26年度 (児童福祉)
- 和泉広恵, 2006, 『里親とは何か——家族する時代の社会学』勁草書房。
- , 2011, 「第7章里親養育における子どもの自立支援と委託解除後の課題」庄司順一・鈴木力・宮島清編『里親養育と里親ソーシャルワーク』福村出版, 108-24.
- 厚生労働省, 2016, 「社会的養護の現状について (参考資料) 平成28年4月」
- 厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局家庭福祉課, 2003, 『子どもを健やかに養育するために』日本児童福祉協会。
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知, 2012, 「里親及びファミリーホーム養育指針」
- 宮本みち子, 2004, 『ポスト青年期と親子戦略——大人になる意味と形の変容』勁草書房。
- Newman, K. S., 2012, *The Accordion Family: Boomerang Kids, Anxious Parents, and the Private Toll of Global Competition*, Boston: Beacon Press. (萩原久美子・桑島薫訳, 2013, 『親元暮らしという戦略——アコーディオン・ファミリーの時代』岩波書店)。
- 永野咲, 2015 「施設退所後の生活実態を捉える」『世界の児童と母性』79:47-51.
- NPO法人里親子支援のアン基金プロジェクト, 2006, 『アン里親研修シリーズ4 措置解除後——巣立ちから始まる第2のつきあい』NPO法人里親子支援のアン基金プロジェクト。
- Pecora, P. J., Williams, J., Kessler, R. J., Downs, A. C., O'Brien, K., Hiripi, E., and Morello, S., 2004, "Assessing the Effect of Foster Care: Early Results from the Casey National Alumni Study." Casey Family Program, Seattle, WA. (2011年11月27日取得, <http://casey.org/>).
- 園井ゆり, 2013, 『里親制度の家族社会学——養育家族の可能性』ミネルヴァ書房。
- Stein, M., 2006, "Research Review: Young People Leaving Care," *Child and Family Social Work*, 11: 273-9.
- 庄司順一編, 2005, 『Q&A 里親養育を知るための基礎知識』明石書店。
- 田淵六郎, 1996, 「主観的家族論——その意義と問題」『ソシオロギス』20:19-38.
- 特定非営利活動法人ふたばふらっとホーム, 2012, 「社会的養護施設等および里親出身者実態調査研究事業」(2014年5月8日取得, [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/sonota/dl/120809\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/sonota/dl/120809_01.pdf)).
- 戸田朱美, 1998, 「里親養護における自立の問題」『世界の児童と母性』45: 22-5.
- 東京都福祉保健局, 2011, 『東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書』
- 山藤宏子・中村容子・川名はつ子, 2015, 「里親にとって措置解除とは何か——里子の受託, 養育, 解除における里親のニーズの把握と支援」『子ども家庭福祉学』15:37-49.
- 米村千代, 2008, 「ポスト青年期の親子関係意識——『良好さ』と『自立』の関係」『千葉大学人文研究』37: 127-50.

Relationships between Former Foster Parents and Care Leavers  
After the Termination of Foster Care Contracts

Ai ANDO

Summary

Foster parents are persons who bring up children on public child welfare programs. Legal relationship between foster parents and foster children comes to an end because foster programs are targeting children who are up to eighteen years old. In Japan, however, some former foster parents continue to support their former foster children and they sometimes live together. The purpose of this paper is to explore how former foster parents negotiate with their care leavers and reconstruct the new relationship with them. To attain the purpose of this paper, we adopted a qualitative research method. The data was gathered by semi-structured interviews with former foster parents.

Our results indicate the following three points. First, ending a legal relationship is perceived as ambiguous for foster parents. On one hand it is perceived as a turning point for them which means the end of the responsive relationship, and on the other hand they basically perceive that the age out of care is only waypoint to transition to adulthood. Second, it is important for foster parents that their foster children stand their own feet to reconstruct former foster parent-child relationships. For their foster children's independence, foster parents support them economically, emotionally, and physically. Third, foster parents recognize their foster parent-child relationships by using words like "real parent-child" and "normal mother" compared to families with blood ties. The foster children's outcome varied, and in some cases intentions for continuation do not match each other between foster parent and their foster child.

Regardless of children's outcomes, foster parents felt some kind of connections for their foster child and the connections denote important for former foster parents.